

「 協 定 書 」

平成21年春の総合労働条件改定要求に対し、下記の通り協定します。

(1) 賃金要求

1、年間賃金

①月例賃金

a、企業内最低賃金の協定化

高卒初任給の水準を18歳、正社員従業員最低賃金として協定することとする。

従って、正社員従業員の最低賃金を144,000円とする。

b、世帯別・年齢別最低賃金

世帯別・年齢別月例最低賃金を以下のようにし、これ以下の賃金はないよう留意する。

一人世帯（25歳）	144,000 円
二人世帯（30歳）	178,500 円
三人世帯（35歳）	195,800 円
四人世帯（40歳）	221,400 円
五人世帯（45歳）	246,900 円

c、契約社員・嘱託社員の賃金引上げ

契約社員・嘱託社員については2008年の登用制度導入時に賃金を130,000円から150,000円へ引き上げを行っており、今春の引き上げは行わない。但し、昇給の仕組みについては今後、定時社員、社員の人事制度と併せて総合的に労使で検討する。

d、組合員の賃金引き上げ

今期の組合員の賃金については以下のとおりとする。

従業員基準内賃金	301,443 円	従業員476名	
組合員 1 人平均	1,488 円	0.49%	総原資
			708,300
職能給定期昇給 (G1, G2)	438 円	0.15%	208,300
職能給評価昇給	0 円	0.00%	
昇格見込み	1,050 円	0.35%	500,000
ベースアップ	0 円		0

定期昇給については本来、制度として運用すべきであるが、当社を取り巻く環境の厳しさを受け止め今期については凍結とする。但し、高卒入社4年目、大卒入社3年目まで昇給を行うこととする。昇給の時期については平成21年度入社の新入社員が正社員となる平成21年7月より実施し、この時期についても今期限りの措置とする。

e、初任給

本年度の経済状況から判断して、初任給は据え置きとする。

高校卒初任給	144,000円
短大卒初任給	155,000円
大学卒初任給	179,000円

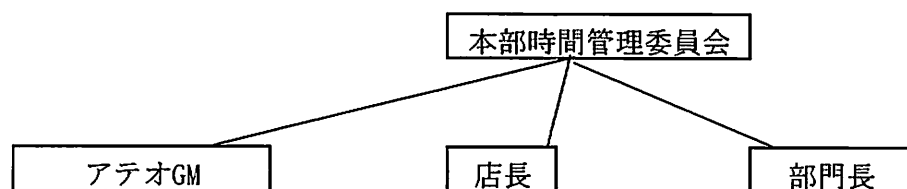
②臨時賃金

〈夏季賞与〉	基準内賃金の0.5ヶ月とする。 (基準内賃金についてはH21年4月より減額する水準とする) 但し、経常利益の予算達成度をみて、従業員への配分を検討する
業績算定期間	平成21年3月から6月まで(見込み)の4ヶ月間の経常利益
支給日	平成21年7月上旬
〈冬季賞与〉	基準内賃金の0.5ヶ月とする (基準内賃金についてはH21年4月より減額する水準とする) 但し、経常利益の予算達成度をみて、従業員への配分を検討する
業績算定期間	平成21年3月から11月まで(見込み)の9ヶ月間の経常利益
支給日	平成21年12月上旬
〈期末賞与〉	平成22年2月までの経常利益見込みをみて、従業員への配分を検討する。

(2) 労働環境改善の要求について

提案の主旨を真摯に受け止め、下記のように時間管理委員会(安全衛生委員会)を設置し、労働環境改善に取り組む。

2008年11月に発足した本部時間管理委員会(店舗運営部・人事部・組合)を毎月第4月曜日に定例開催し実態の把握を行う。また、3ヶ月に1回は産業医を招き、指導を仰ぐ事とする。



本部委員会にて課題店舗・部署を抽出し、本部委員が出向き、作業改善に取り組む。

具体的には4月27日(月)より、南大分センターの労働環境の改善と生産性の向上に取り組む。

(3) 福祉要求

(Ⅰ) 寮居住者の旅費規程改訂と社宅・寮管理規程の新設

- 1) 遠隔地に勤務し寮に居住する者に対して、帰省費用として月2回の自宅、寮間の実効距離の見合うガソリン券を支給する。(年間854千)
- 2) 社宅・寮の住居環境の充実を図り、不公平を是正した内容の『社宅・寮規程』の新設を目指し労使で検討する。
- 3) 現状、赴任旅費は、荷造り及び家財運搬に関する一切は会社が手配し費用負担している。組合要求のように赴任旅費規程第4条を改正する。

(Ⅱ) 裁判員制度施行における運用制度の確立

制度については機密保持の原則の中、特別有給休暇付与の手順が課題となる。
基本的には本人・上司・人事部長のラインで報告を行う事とするが、詳細については提案を真摯に受け止め、対応について労使による検討の機会を設ける。

以上

平成21年 4月11日

株式会社トキハ

代表取締役社長 右田 良

トキハインダストリー労働組合

執行委員長 田中 慎二

「 協 定 書 」

3月9日に会社より申し入れを行った賃金改定について以下の通り協定する。

1、基本給のカットについて

現行の役職に応じて、下記の通りカットする。

役職	削減率	役職	削減率
EM (部長)	13%	役職定年 (非組合員)	4%
EM1 (部長代理)	13%	役職定年 (課長補佐)	2%
M (課長)	13%	役職定年 (課長代理)	2%
M1 (課長補佐)	10%	再雇用	5%
M2 (課長代理)	8%		
L1 (係長)	5%		
L2 (主任)	5%		

就業規則・退職慰労金支給規程の第2条の3を変更し、基本給の減額が退職慰労金まで影響を及ぼさないようにする。また、減額後の賃金体系については職務加給を含め、労使プロジェクトにて検討を行い、2009年8月までに新賃金体系を提案し、下期を説明期間として、2010年4月からのスタートを目指す。

2、その他

社内融資制度についてはトキハグループ内の整合性を図り、平成21年4月までに結論を出す。

以上

平成21年 4月11日

株式会社トキハインダストリー

代表取締役社長 右田 良



トキハインダストリー労働組合

執行委員長 田中 慎二

